

# P T A 規 約

## 第一章 名 称

第1条 本会は島本町立第二中学校 P T A と呼び、事務所を島本町立第二中学校におきます。

## 第二章 目 的

第2条 1.家庭と学校が協力し、生徒の健全な育成に務めます。  
1.会員相互の資質向上のため、研修および親睦をはかります。  
1.公費による教育の実現と、教育環境の整備に務めます。

## 第三章 性 格

第3条 本会は教育関係団体であり、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものではなく、また他のいかなる団体の支配、干渉も受けません。

第4条 本会は学校教育活動を助けるために、意見を具申し、また、協力しますが、学校管理や教員の人事に一切干渉するものではありません。

## 第四章 組 織

第5条 本会は下記会員をもって組織します。  
島本町立第二中学校生徒の保護者及び本校教職員を会員とします。

## 第五章 事 業

第6条 本会は第2条のための事業を行うものとします。

## 第六章 機 関

第7条 本会に、次の機関をおきます。  
総会 委員総会 運営委員会 会計監査委員会 文化広報委員会 学級給食委員会 校区委員会

第8条 総会は毎年1回以上開きます。臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合、それぞれ随時開きます。総会は会員の5分の1以上の出席がなければ会を開き決議することができません。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

第9条 委員総会は総会に次ぐ決議機関で、会長・副会長・庶務・会計・文化広報委員長・文化広報委員・学級給食委員長・学級委員・校区委員長・校区委員及び学校長・教頭で構成し会長が必要と認めた場合及び委員の3分の1以上の要求があった場合に開きます。委員の2分の1以上の出席がなければ会は成立しません。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。

第10条 運営委員会は、会長・副会長・庶務・会計・学級給食委員長・文化広報委員長・校区委員長及び学校長・教頭で構成する本会の執行機関で、会の総括的な事業等について協議運営します。

第11条 会計監査委員会は指名委員会から選出された委員をもって構成されます。

第12条 文化広報委員会、学級給食委員会、校区委員会はそれぞれ各学級・各ブロックから選出された委員をもって構成されます。

## 第七章 会 計

第13条 本会の経費は会費・事業収入金でまかないます。

第14条 会費は1口月額150円とします。

第15条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第16条 さげがたい経費の不足を生じた場合は、総会または委員総会の決議により臨時費を徴収することができます。

## 第八章 役員・委員及び任務

第17条 本会は下記の役員及び委員をおきます。

会長1名 副会長2名 庶務(保護者・教員各1名) 会計1名 文化広報委員長1名  
文化広報委員各組1名 学級委員長1名 学級委員各組1名 校区委員長1名  
校区委員各ブロック2名以上 会計監査委員2名

第17条の2 必要に応じて顧問をおくことができます。

第18条 役員、委員の任期は1年とします。ただし再任をさまたげません。

1. 会 長 本会を代表し、会務を総括します。
1. 副 会 長 会長を補佐し、会長不在の時は会長の代理をします。
1. 庶 務 各種会合の通知をし、議事を記録します。
1. 会 計 本会の収入・支出等の会計事務を行い総会に報告します。
1. 文化広報委員 学級を代表し生徒と会員の文化教養を高めるための事業を行います。  
また、年1回以上の新聞の発行を行います。
1. 学級給食委員 学級を代表し会員相互の連携と理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう務めます。また、給食に関する取り組みと活動を行います。
1. 校 区 委 員 ブロックを代表し、学校と協力しあって、会員相互の連絡を密にし、生徒の健全な育成に務めます。
1. 会 計 監 査 毎年1回以上、本会の会計を監査し総会に報告します。
1. 顧 問 本会に関わる諸事業について助言出来ます。

## 第九章 雑 則

第19条 本規約の変更は総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第20条 本会の役員、委員の選出については別に規定を設けることとする。

第21条 本規約はブロック編成規定を別に設けることとする。

第22条 本会の慶弔に関しては運営委員会において規定を定めることとする。

第23条 本会の旅費等については別に設けることとする。

第24条 個人情報取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

附則(実施時期)

本規約は昭和52年7月4日より施行する。

平成2年4月27日一部改正。

平成12年3月4日一部改正。

平成13年3月3日一部改正。

平成15年3月4日一部改正。

平成23年3月4日一部改正。

平成27年3月6日第七章第14条

第九章第24条から第29条削除 一部改正。

平成27年12月8日一部改正。

平成31年3月1日第24条の追記。